

令和6年度 松本市会計年度任用職員募集要項（史跡整備研究専門員）

1 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
1名	(1) 埋蔵文化財または史跡の発掘調査に関する以下の項目 ア 発掘調査現場での指導監督または補助 イ 諸記録の作成 ウ 出土遺物等の整理 (2) 発掘調査報告書の作成に関すること (3) 史跡の専門的な調査研究に関すること (4) 埋蔵文化財または史跡の普及公開に関すること (5) その他埋蔵文化財に関すること

2 勤務条件

任用期間	令和6年6月1日以降から令和7年3月31日まで (職務成績等により、再度任用することがあります)
勤務場所	松本市内各地の発掘現場または 松本市教育委員会 文化財課埋蔵文化財担当(松本市中山3738-1)
報酬	月額181,200円(令和5年度実績) ※勤務年数、国の人事院勧告により変動する場合があります。
諸手当	条例、規則等に定めるところにより通勤費相当額、期末勤勉手当を支給
支給日	毎月21日(原則)
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
勤務日 及び休日	勤務日：週5日勤務(原則月曜日～金曜日) 休日：土曜、日曜、祝日及び年末年始
勤務時間	原則 8時30分～17時00分 (休憩時間：12時00分から13時00分) ※時間外勤務の可能性あり
休暇	条例に定めるところにより年次有給休暇を付与 各種休暇制度あり
職員駐車場	あり

3 応募要件

- (1) パソコン操作(ワード・エクセルでの書類作成、イラストレーターなどの図版作成)ができる方
- (2) 普通自動車運転免許を保有し、現在乗用車を運転することが可能な方
- (3) 大学もしくは大学院で考古学、歴史学を専攻している、または埋蔵文化財の発掘調査や史跡整備の知識経験のある方

4 その他

- (1) 今年度すでに会計年度任用職員採用選考に応募された方は、同一職種の応募はできません。

(2) 採用となった場合、任用開始前に健康診断書を提出していただきます。